# 水道料金を値下げ

## 4月検針分から

4月検針分から水道料金を値下げします。

市の水道水の供給源の一つである京都府営水道の価格が引き下げられたことなどにより、今回の値下げを行います。

また、これまで、水道料金と下水道使用料の料金表の消費税は内税表示でしたが、今回の料金改訂に合わせ、外税表示に変更します。

料金の計算例は、下図をご覧ください。

なお、新しい料金表は、戸建住宅には「ご使用水量のお知らせ」とともに投函し、受水槽方式の集合住宅の所有者には郵送します。市ホームページでもお知らせしますので、ご覧ください。

**【問合せ先】**
水道部経営管理室（☎62-0414）

**水道料金・下水道使用料の計算例**

一般家庭用（口径20㎜）で1期（2カ月）60㎥使用した場合

●水道料金

| 現行 | |
|---|---|
| 基本料金 | 2,700円 |
| 従量料金 | 5,400円 |
| 消費税 | （内税） |
| 合計 | 8,100円 |

→

| 改訂後 | |
|---|---|
| 基本料金 | 2,132円 |
| 従量料金 | 5,100円 |
| 消費税 | 361円 |
| 合計 | 7,593円 |

＝ 507円安くなります

●下水道使用料

| 現行 | |
|---|---|
| 基本料金 | 1,300円 |
| 従量料金 | 3,000円 |
| 消費税 | （内税） |
| 合計 | 4,300円 |

→

| 改訂後 | |
|---|---|
| 基本料金 | 1,238円 |
| 従量料金 | 2,840円 |
| 消費税 | 203円 |
| 合計 | 4,281円 |

＝ 19円安くなります

※下水道使用料は、消費税の外税表示に伴う端数処理の分だけ安くなります。

# バリアフリー改修を助成

## 店舗は上限20万円に拡大

市は、昨年度に引き続き、市内の施工業者に自宅や店舗のバリアフリー改修工事を発注した場合、工事費用の2分の1（千円未満切り捨て）を助成します。

**【対象者】**

▼**住宅**＝次の①②に該当し、市税の滞納がない人①本市に住民登録または外国人登録し、市内に居住している②申請者および同居者に、介護認定（支援）を受けている人や、高齢者・障害者住宅改修の対象者（過去に交付を受けた人を含む）がいない

▼**店舗**＝市内に自らが営む店舗を構える中小企業者で、市税の滞納がない人

**【対象施設】**

▼**住宅**＝自己の居住用住宅。共同住宅の場合は、専有部分のみ

▼**店舗**＝自己の営業用店舗。小売店、飲食店、診療所、接骨院・理・美容室など市民が日常的に利用する店舗。事務所・工場・風営法第2条に規定するものを除く

住宅・店舗を賃借している場合も対象ですが、建物所有者の承諾書が必要です。

**【対象工事】**

移動の円滑化のために行う段差解消・手すりの設置などの費用が5万円以上（税別）で、交付決定後に着工し、平成24年3月31日㈯までに完了するもの。ほかの助成などを受けている場合を除く

**【上限額】**

▼**住宅**＝10万円
▼**店舗**＝20万円

**【申込方法】**

市ホームページまたは産業振興課にある申請書に必要書類を添え、持参してください

**【しめきり】**

12月28日㈬

**【申込・問合せ先】**

産業振興課（☎64・1364）

## 市立小・中学校 始業日・夏休みを変更

小学校は4月から、中学校は平成24年度から新しい学習指導要領に基づく学習が始まります。

今年度の1学期始業日と夏休み期間は次のとおりです。

**【小学校】**
**始業日**＝4月6日㈬
**夏休み期間**＝7月21日㈭～8月29日㈪

**【中学校】**
**始業日**＝4月7日㈭
**夏休み期間**＝7月21日㈭～8月30日㈫（始業日が1日遅くなることに伴い、夏休み終了日が1日早くなります）

なお、平成24年度は、小学校は同23年度と同じですが、中学校は決定され次第お知らせします。

**【問合せ先】**
学校教育課（☎64-1392）

## 年金

# 学生納付特例申請を受け付け

## 前年度承認された人も必要

平成23年度の国民年金保険料の学生納付特例申請を受け付けています。

学生納付特例は、学生本人の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される制度です。早めに申請してください。

**対象**＝大学（大学院）・短期大学・高等学校・専修学校・各種学校（学校教育法に規定される学校で、修業年限が1年以上の課程）・文部科学大臣が指定した課程の海外大学（日本分校）などに在学する20歳以上の人

**申請に必要なもの**＝▼学生証（コピー可）または在学証明書▼年金手帳▼印鑑（自筆の場合は不要）▼平成22年中に所得があり、同23年1月2日以降に転入した人は、市区町村が発行する同23年度所得課税証明書または非課税証明書▼会社などを退職して学生となった人は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証。いずれもコピー可

**承認期間**＝申請のあった日の属する年度

年度途中に申請しても、その年度の4月までさかのぼって承認を受けることができますが、事故や病気で障がいが残った場合、障害基礎年金を受け取ることができなくなることがあります。

なお、申請は毎年度必要です。前年度承認され、今年度も引き続き学生の場合でも申請が必要です。前年度承認された人には、日本年金機構からハガキの申請用紙が郵送されます。申請書が届かない人は、市役所で申請してください。

くわしくは、ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165、IP電話は☎03・6700・1165）、京都南年金事務所（☎075・643・2547）へお問い合わせください。

**申請・問合せ先**＝市民年金課（☎64・1333）

**【お詫び】**

3月1日号2面に掲載しました「老齢基礎年金　カラ期間の申し出を　資格期間に含まれます」で、「公的年金制度の資格期間を満たした人（25年以上保険料を納めた人）には、65歳から老齢基礎年金として月額約6万6千円が支給されます。」とお知らせしました。

月額約6万6千円が支給される人とは、20～60歳まで全額保険料を納めた人です。それ以外の受給資格を満たした人には、保険料を納めた月数などに応じた額が支給されます。

誤解を招く表現がありましたことをお詫びします。



# 人間ドック・脳ドック費用を助成

## 市国保と後期高齢者医療の被保険者が対象

市は、病気の予防・早期発見・早期治療のため、京田辺市国民健康保険（市国保）被保険者と京田辺市後期高齢者医療被保険者を対象に「外来（半日）人間ドック」「脳ドック」「併用ドック（人間ドックと脳ドックの併用受診）」の受診費用を助成します。

**【対象】**

▼**市国保**＝次のすべてに該当する人
①5月6日現在、引き続き1年以上継続して市国保に加入している②5月6日現在、30歳以上75歳未満（昭和11年5月7日以降生まれ）③入院・妊娠していない④国保税を滞納していない世帯

▼**後期高齢者医療**＝次のすべてに該当する人
①5月6日現在、市後期高齢者医療被保険者である②入院していない③後期高齢者医療保険料を滞納していない

**【健診機関・内容】**

左表のとおり

**【申込方法】**

申込ハガキを郵送するか国保医療課（正午～午後1時、土・日曜日と祝日を除く）で申し込んでください

**【しめきり】**

5月6日㈮（当日消印有効）

**【申請・問合せ先】**

国保医療課▼**国保に関すること**…☎64・1332▼**後期高齢者医療に関すること**…☎64・1374

（　）の金額は子宮がん検診を含む場合

| 健診機関 | 健診項目 | 自己負担額 | 補助金交付額 |
|---|---|---|---|
| 宇治徳洲会病院（☎20-1111） | 人間ドック | 11,100円（11,700円） | 25,650円（27,150円） |
| | 脳ドック | 9,500円 | 22,000円 |
| | 併用ドック | 18,900円（19,600円） | 44,100円（45,500円） |
| 京都きづ川病院（☎54-1116） | 人間ドック | 12,000円（13,000円） | 27,900円（30,050円） |
| | 脳ドック | 9,500円 | 22,000円 |
| | 併用ドック | 19,900円（20,800円） | 46,250円（48,500円） |
| 京都第一赤十字病院（☎075-561-1121） | 人間ドック | 12,300円（13,300円） | 28,650円（30,800円） |
| | 併用ドック | 19,600円（20,500円） | 45,500円（47,750円） |
| 高の原中央病院（☎0742-71-1030） | 人間ドック | 12,000円（13,000円） | 27,900円（30,050円） |
| | 併用ドック | 19,300円（20,200円） | 44,750円（47,000円） |
| 田辺中央病院（☎63-1116） | 人間ドック | 12,000円（13,000円） | 27,900円（30,050円） |
| | 脳ドック | 9,500円 | 22,000円 |
| | 併用ドック | 19,300円（20,200円） | 44,750円（47,000円） |

※京都第一赤十字病院・高の原中央病院では、脳ドック単独の受診はできません。
※健診機関は五十音順です。

# 市民委員を募集

## あなたの声を施策に

### 男女共同参画審議会の委員

市は、京田辺市男女共同参画審議会の委員を募集します。同審議会では、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況などについて話し合います。

**対象**＝市内に在住・通勤・通学し、6月1日現在20歳以上の人
**任期**＝6月1日から1年
**報酬**＝あり
**募集人数**＝2人程度
**応募方法**＝住所（市外に在住する人は、勤務先名または学校名と所在地）・氏名・生年月日・性別・電話番号・応募動機（400字程度）・男女共同参画に関する活動など審議会で活用できると思われる経歴などを書いて、持参・郵送・FAX・電子メールで応募してください

結果は、応募者全員に書面でお知らせします。

**しめきり**＝4月28日㈭（必着）

**応募・問合せ先**＝市民参画課（〒610-0393〈住所不要〉、☎64-1314、FAX 64-1305、メールアドレス sankaku@kyotanabe.jp）

### 第2期地域福祉計画策定委員会の委員

市は、第2期京田辺市地域福祉計画策定委員会の委員を募集します。同委員会では、地域福祉計画を見直し、計画の修正などを行います。

**対象**＝市内に在住・通勤・通学する18歳以上の人で、年2・3回程度の委員会（平日）に参加できる人
**任期**＝6月上旬から1年
**報酬**＝あり
**募集人数**＝2人程度
**応募方法**＝住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業・作文（応募の理由と福祉に対するあなたの考え方。800字程度）を書いて、持参・郵送・電子メール（添付ファイルは使用しないでください）で応募してください

結果は、応募者全員に書面でお知らせします。

**しめきり**＝4月28日㈭（必着）

**応募・問合せ先**＝社会福祉課（〒610-0393〈住所不要〉、☎64-1371、メールアドレス fukushi@kyotanabe.jp）

# 不妊治療助成額を引き上げ

## 人工授精が助成対象に追加

市と京都府は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

4月1日以降の診療分から、3万円であった限度額を引き上げ、人工授精を助成対象に追加します。

**【対象】**

府内に1年以上在住し、市内に住民登録している間に不妊治療や人工授精を受ける夫婦

各種健康保険に加入している必要があります。

**【助成額】**

▼**保険適用のみ**…自己負担額の2分の1。上限6万円
▼**人工授精のみ・人工授精および保険適用（全体の総額）**…自己負担額の2分の1。上限10万円

**【申請期限】**

診療日から1年以内

**【申請・問合せ先】**

こども福祉課（☎64・1377）

## 質問コーナー

よくある質問をQ&Aで紹介します。

**Q　平成22年度中に受けた保険適用分の治療を同23年4月1日以降に申請した場合の助成額は**

A　22年度は助成額の上限が3万円ですので、3万円まで支給します

**Q　平成22年度に受けた人工授精を同23年4月1日以降に申請した場合、助成金の対象になりますか**

A　対象になりません

# ようこそ、女性の相談室へ

## ③暴力からの避難

配偶者間の暴力を「夫婦の問題だから」「子どものために」と我慢していませんか。自分が暴力を受けていると分かっていても、逃げ出すことを踏みとどまりがちです。その理由は、①経済的問題（収入や就労経験がない・高齢で働けないなど）②子どもの問題（安全や就学への影響・母子家庭になることの不安）③失うもの（仕事・住居・地域社会での人間関係）などが挙げられます。

これらの問題は、一人で解決できるものではありません。我慢しないで相談してください。配偶者間の暴力から緊急に避難する必要が生じた場合は、警察署・京都府と連携し、身の安全を最優先に避難することを支援します。

まずは、女性の相談室（☎65-3727）へ電話してください。

**【問合せ先】**
女性交流支援ルーム（☎65-3709）